

議案第27号

守口市国際交流センター条例案

守口市国際交流センター条例を、次のように制定する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市国際交流センター条例

守口市国際交流センター条例（平成5年守口市条例第22号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 国際交流の場の提供等により、市民の国際意識の高揚及び国際交流の促進を図るため、守口市国際交流センター（以下「センター」という。）を守口市京阪本通2丁目5番5号に設置する。

（事業）

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 国際理解のための講演、研修等の開催
- （2） 市の区域内に居住し、又は滞在する外国人との交流の促進
- （3） 海外にある市の姉妹都市及び友好都市との交流の促進
- （4） 市民が行う国際交流に関する活動の支援
- （5） 国際交流に関する情報の収集及び提供
- （6） 前各号に掲げるもののほか、国際交流に関し市長が必要があると認めること。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。